

平成18年6月7日

内部統制システムの基本方針について

当社は、平成18年5月9日に開催した取締役会において、内部統制システムの基本方針について、下記のとおり決定いたしました。

記

1. 基本的な考え方

当社は、『如何なる市場環境変化の時代においても、高収益体質企業を実現させ、長年蓄積してきた「人と技術」を通して、高品質の製品とサービスを提供し、価値創造企業へ向けて更なる挑戦を行う。』との経営の基本方針を実現し、株主利益に根差したコーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題の一つとして捉え、経営監督機能を充実するための各種施策を実施するとともに、会社情報の適時適切な開示、企業倫理向上及び法令遵守等を実行することによって、コンプライアンス強化に努めていきます。

2. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法362条第4項第6号)

・取締役は「企業理念」、「日本化学社員行動指針」に則り、日本化学グループ全体における企業倫理の遵守および浸透を率先垂範して行う。さらに監査役は取締役からの報告を通じ、適合性を確認する。

3. 業務の適正を確保する体制(会社法施行規則第100条)

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役は職務の執行に係る情報を、善管注意義務を持って文書または電磁的方法により記録保管する。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・「リスク管理規定」を制定し、リスクを種類別に分け、各部・室にて各々の規定・マニュアルにより推進する。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・意思決定、監督を担う取締役の機能と業務執行を担う執行役員の機能を分離し、両機能の責任を明確にして、経営の透明性向上を図り、会社経営の健全性に努める。

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・従業員には「日本化学社員行動指針」を配り、法令を遵守するよう強く訴える。さらに業務監査室は、業務監査を通じて、改善、指導等の意見をまとめ経営会議に報告し、

是正する。

当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・経営企画部は、関係会社の監査を行い、その監査結果を業務監査室及び監査役に報告し、疑義ある場合は、業務監査室、監査役は改めて監査を行い、その結果を経営会議に報告し、是正する。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

・業務監査室員が対応する。

業務監査室員の取締役からの独立性に関する事項

・業務監査室員の異動等役割変更については、監査役会の承認を得て行う。

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・取締役及び使用人は、業務遂行に関する重要事項について監査役に報告する。

・監査役は、監査業務を通じ従業員から得た重要事項に関し、監査役会において他の監査役に報告し、情報の共有化に努める。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役、会計監査人及び業務監査室員は、監査業務において連携を図り、効率のよい監査を実行できるよう取締役及び使用人は支援する。

以 上